

答 申 書

諮問第 8 号

令和 4 年 3 月 9 日付けの個人情報開示請求に係る不開示決定（昭教生市第64号）に対する審査請求について

1 審査会の結論

「平成23～24年における〇〇〇〇氏（審査請求人〇〇〇〇氏（以下「審査請求人」という。）の成年被後見人）と市民会館・公民館事業係職員との対応記録」を、昭島市教育委員会（以下「実施機関」という。）で保有したことがないとして不開示とした決定処分に係る審査請求は、棄却を相当とする。

2 審査請求及び審査の経緯

審査請求人は、令和 4 年 3 月 1 日付けで、実施機関に対して、「平成23年から同24年にかけて昭島市公民館主催事業「障害のある青年の交流講座（青年学級）」に参加した〇〇〇〇氏が、職員の不適切な言動によりその後の同事業に参加することができなくなったてん末及びこのことに関する市の対応の記録」（以下「本件記録」という。）について昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）に基づき個人情報開示請求を行った。これに対し、実施機関は、同月 9 日付けで、本件記録を実施機関で保有したことがないとして個人情報を不開示とする決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分を不服とし、同月15日付けで実施機関に対して本件記録の開示を求める審査請求を行った。

当審査会は、同年 5 月19日付けで実施機関から条例第29条第 3 項の規定に基づく諮問を受けたため、審査手続として、同年 6 月24日の第 1 回審査会において、審査請求人及び実施機関の双方から提出された書面の審査を行うとともに、実施機関の職員である昭島市教育委員会事務局生涯学習部昭島市民会館・公民館（以下「市民会館・公民館」という。）の職員を会議に出席させ、説明を聴取し、及び委員による質疑を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件記録については、平成23年から同24年にかけて「青年学級」に参加した〇〇〇〇氏と市民会館・公民館職員との間で生じたトラブルに関して、同年9月29日に行われた審査請求人と市民会館・公民館長との話し合いにより、同様のトラブルの再発防止及び審査請求人との情報共有を目的として作成することが約束されたものである。したがって、本件記録は当然存在するはずであるから、本件処分を取り消し、本件記録の開示を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件記録の不存在について、弁明書及び第1回審査会における説明聴取等で次のように主張している。

市民会館・公民館で現に保有し、又は過去に保有していた文書（ファイルサーバに格納された電子データを含む。）を調査したところ、本件記録の存在を確認することはできなかった。

また、関係職員への複数回にわたる聴取を実施したところ、本件記録を作成した事実を確認することはできなかった。

なお、平成24年9月29日の本件記録を作成する旨の審査請求人との約束については、関係職員への聴取から、そのような事実があったか否かを明らかにすることはできなかった。

5 審査会の判断

(1) 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年5月19日	諮問（実施機関から弁明書の写しを収受）
令和4年6月10日	実施機関から審査請求人より提出された反論書の写しを収受
令和4年6月24日	実施機関職員から説明聴取等 （令和4年度第1回審査会）
令和4年10月11日	審議（令和4年度第2回審査会）

(2) 審査会の判断

当審査会は、条例に基づき、審査請求人及び実施機関双方の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

本件の発端となった〇〇〇〇氏と市民会館・公民館職員との間のトラ

ブルに関しては、審査請求人のいう本件記録の作成の約束を含め全体として事実を裏付ける物的証拠に乏しい。

こうしたなか、本件記録が作成されたか否かについては、前記4の実施機関による文書・電子データの調査及び関係職員への聴取の結果からは作成の事実を確認することができないうえ、当審査会が本件記録の作成主体たり得る関係職員に直接聴取したところからも、作成の事実がなかったことを疑うに足る心証は得られなかったため、当審査会としては、本件記録は作成されなかったものと判断して差し支えないとの結論に至った。

したがって、本件記録は不存在であると認められるため、本件処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

昭島市情報公開・個人情報保護審査会委員

委 員 名	摘 要
出 雲 明 子	
金 子 秀 夫	
柴 田 邦 臣	
下 里 和 夫	副会長
山 口 昭 則	会長